

通商産業省

平成11・02・10資第1号

平成11年6月30日

原子力委員会委員長 殿

通商産業大臣



九州電力株式会社玄海原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の變更）について（諮問）

九州電力株式会社代表取締役社長 鎌田 追貞 から平成11年2月10日付け総文第152号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 1号炉及び2号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに際し、出力分布調整用制御棒クラスタ駆動装置を撤去する。
- (2) 2号炉の蒸気発生器を新蒸気発生器に取替え、蒸気発生器の記載項目を変更する。
- (3) 1号炉及び2号炉の原子炉容器上部ふたの取替え並びに2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い、1号炉の蒸気発生器保管庫の貯蔵保管能力を変更するとともに1号炉及び2号炉の共用とし、取り外した1号炉及び2号炉の原子炉容器上部ふた等並びに2号炉の蒸気発生器等を蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。
- (4) 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の使用済燃料の再処理委託先確認方法を一部変更する。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 1号炉及び2号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに際し、出力分布調整用制御棒クラスタ駆動装置を撤去する。
- (2) 2号炉の蒸気発生器を新蒸気発生器に取替え、蒸気発生器の記載項目を変更する。
- (3) 1号炉及び2号炉の原子炉容器上部ふたの取替え並びに2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い、1号炉の蒸気発生器保管庫の貯蔵保管能力を変更するとともに1号炉及び2号炉の共用とし、取り外した1号炉及び2号炉の原子炉容器上部ふた等並びに2号炉の蒸気発生器等を蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。
- (4) 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の使用済燃料の再処理委託先確認方法を一部変更する。

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更が必要とされる資金は、自己資金、社債及び一般借入金により調達する計画であり、申請者には、本件申請に係る変更を実施するために必要な経理的基礎があるものと認められる。